

議会改革結果一覧（協議順）

令和4年11月1日現在

中項目	番号	会派	課題	対応結果	詳細
災害時	26	市議会公明党	災害時対応	確認事項に追記する	○ 大規模災害発生時の議会の対応について 武蔵野市議会基本条例第20条の規定に基づき、大規模な災害が発生した非常時においても、議会機能を維持するため、災害対策本部が設置されたとき若しくは震度5弱以上の地震が発生したとき又は緊急事態宣言等による対策本部が設置されたときの対応は、別紙「議会危機管理フロー」のとおりとする。
	31-3	自治と共生	災害時対応		
BCP	11	立憲民主ネット	議会BCPの再検討	(協議継続中)	
意見交換会	31-1	自治と共生	市民との意見交換会	(協議継続中)	
	25	市議会公明党	市民との意見交換会		
ペーパーレス化	46	改革武蔵野・都民ファースト	議員ポストに配布される招集の案内や鑑文のペーパーレス化について	確認事項に追記する	○ 本会議及び委員会の開会通知等のペーパーレス化について 1 本会議開会通知、再開通知及び委員会等（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、議会広報委員会及び各会派代表者会議をいう。）開会通知（中止通知等、開会通知に準じるものを含む。以下「開会通知」という。）については、議員又は委員に発出する際は、紙によるポスティングを省略する。 2 開会通知データの会議システム（武蔵野市議会タブレット型端末機使用基準（平成30年8月15日実施）第2条第1号に定める会議システムをいう。）への掲載をもって、議員又は委員へ到達したものとみなす。 3 上記の取扱いは、令和3年第4回定例会に関するものから開始する。 (R3. 11. 9議会運営委員会) (R4. 11. 7議会運営委員会)（予定）
	9	立憲民主ネット	議会でのペーパーレス推進		
欠席規定・議員報酬減額	48	改革武蔵野・都民ファースト	産休・育休・看護休暇等について	現行のとおり	協議の結果、令和3年10月6日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
	23	市議会公明党	議員報酬の特例		
代表者会議	35	自治と共生	会派代表者会議についての規定	確認事項に追記する	○ 各会派代表者会議について 各会派代表者会議に係る確認事項等について、令和3年7月から行っている議会改革での議論を踏まえ、以下のとおりまとめるものとする。 1 構成について (1) 各会派代表者会議は、正副議長及び各会派の代表者をもって構成する。 (R3. 11. 9議会運営委員会) (2) 各会派代表者会議に出席する代表者数は、2～3人会派は1名、4～5人会派は2名、6人以上会派は3名とする。ただし、これは現状に合わせたもので、今後必要があれば再度協議する。 (H18. 2. 20各会派代表者会議) (3) 代理出席も認めるものとする。 (H7. 5. 9各会派代表者会議) 2 協議事項について 先例により議会運営委員会の協議事項ほかの件を協議している。 (1) 議会関係条例、規程ほかのことでの申し合わせ等 (2) 会派に関すること。 (3) 海外視察に関すること。 (4) 記念行事に関すること。 (5) 各種協議会等の加入に関すること。 (6) 慶弔に関すること。 (7) 市議会議員選挙後の初議会の運営に関すること。 (8) その他 (R3. 11. 9議会運営委員会) 3 特別委員会の設置について 特別委員会の設置は、代表者会議において全会派一致によるものとする、と再確認を行った。 (S54. 6各会派代表者会議) (再確認 H18. 2. 20各会派代表者会議) 4 見舞金について 見舞金については、これまでどおり、事案ごとに過去の経緯等も踏まえて、各会派代表者会議での協議によって決定する。 (H25. 9. 17各会派代表者会議)
	40	ワクワクはたらく	議会の予算要求に関する全会一致ルールについて		

中項目	番号	会派	課題	対応結果	詳細	
事務局体制	4	自由民主・市民クラブ	事務局体制の充実（人員増）	現行のとおり	協議の結果、令和3年11月16日の議会運営委員会において、現行のとおりとすることで決定した。	
会派に属さない議員・会派	12	立憲民主ネット	議運における「会派に属さない議員」の対応	確認事項に追記する	○ 会派に属さない議員の取扱いについて 武蔵野市議会基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第1号）第5条第4項において、会派に属さない議員の意見を議会運営に反映するよう配慮するものとしていることに鑑み、議会運営委員会における会派に属さない議員の取扱いについては、以下のとおりとする。 1 議会運営委員会は、武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月議会規則第8号）第55条の2（委員外議員の発言）に基づき、会派に属さない議員の意見を聞くよう努めるものとする。 2 会派に属さない議員に対して、議会運営委員と同様に、開会日時を連絡し、資料を送付するものとする。ただし、事後の報告は行わない。 （S58. 5. 20議会運営委員会） （S58. 5. 6各会派代表者会議） （R4. 6. 2議会運営委員会）	
	33	自治と共生	議会運営委員会における会派に属さない議員の位置づけの見直し			
	56	山本ひとみ議員	会派に属さない議員の討論			
	44	改革武蔵野・都民ファースト	一人会派について			
	55	山本ひとみ議員	一人会派			
	54	山本ひとみ議員	会派			
オンライン出席	15	立憲民主ネット	委員会へのオンライン出席を可能にする検討	（協議継続中）		
広報・広聴	16	立憲民主ネット	広報委員会の設置規程と所管事項の見直し	現行のとおり	協議の結果、令和4年4月13日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。	
	24	市議会公明党	広報広聴の充実			
議員間討議	29	市議会公明党	議員間討議	確認事項に追記する	○ 議員間討議の実施について 委員会での議員間討議については、委員長の判断により、別紙「議員間討議の例」を参考に行うことができることとする。なお、取扱協議等で議員間協議を行う場合は、武蔵野市議会基本条例第4条の趣旨に則り、原則として公開するものとする。 （H24. 11. 5議運） （R4. 5. 9議運 一部変更）	
	31-2	自治と共生	議員間討議			
	43	改革武蔵野・都民ファースト	議員間討議について			
	53	山本ひとみ議員	議員間討議			
議会基本条例	見直し手続	32	自治と共生	（協議継続中）		
		31-4	自治と共生			議会基本条例第25条に基づく検証方法の決定と実施
		27	市議会公明党			条例見直し手続きの外部評価
		7	立憲民主ネット			見直し手続き
6	自由民主・市民クラブ	基本条例の見直しに外部評価を入れる				
セキュリティ	6	自由民主・市民クラブ	議会フロアのセキュリティ強化	現行のとおり	協議の結果、令和4年5月9日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。	
政策形成	14	立憲民主ネット	議会による政策形成のあり方の研究	現行のとおり	協議の結果、令和4年5月23日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。	
議員構成	39	ワクワクはたらく	議員構成について	現行のとおり	協議の結果、令和4年5月23日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。	
資料・アンケート配付	52	山本ひとみ議員	傍聴者への資料配付・アンケート配付	現行のとおり	協議の結果、令和4年7月5日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。	

中項目	番号	会派	課題	対応結果	詳細
委員長報告	5	自由民主・市民クラブ	委員長報告作成	現行のとおり	協議の結果、令和4年7月5日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
ディスプレイ	17	立憲民主ネット	本会議場への大型ディスプレイの設置	現行のとおり	協議の結果、令和4年7月5日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
会議体の権限	37	ワクワクはたらく	広報委員会、全員協議会、代表者会議、議会運営委員会の権限、あり方について	現行のとおり	協議の結果、令和4年7月20日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
四者	38	ワクワクはたらく	四者協議の目的、あり方について	現行のとおり	協議の結果、令和4年7月20日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
水分補給	45	改革武蔵野・都民ファースト	本会議、委員会での水分補給について	傍聴規則を改正し、確認事項に追記する	傍聴規則について (傍聴人の守るべき事項) 第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (4) 飲食(体調管理のための水分補給を除く。)又は喫煙をしないこと。  確認事項について ○ 本会議場、委員会室及び全員協議会室での飲食について 本会議場、委員会室及び全員協議会室(以下「本会議場等」という。)での飲食については、以下のとおりとする。 1 本会議場等においては、飲食は原則として禁止する。ただし、体調管理のための水分補給は可能とする。 2 1ただし書の取扱いは、令和4年8月の閉会中委員会から1年間の試行とし、試行期間終了後、再度検討するものとする。 3 水分補給のために持ち込むことができるものは、密閉することができる蓋付きの容器のみとし、机上には置かないこととする。なお、傍聴者についても同様の取扱いとする。 (R4. 8. 1議運)
傍聴者のスマホ・タブレット	2	自由民主・市民クラブ	傍聴者のタブレット持ち込み	確認事項に追記する (議会運営上の改善の提案として協議した)	○ 傍聴人による電子機器の使用について 傍聴人による電子機器(パソコン、タブレット、携帯電話及びスマートフォンをいう。以下同じ。)の使用については、次のとおりとする。 1 本会議場及び委員会室のいずれにおいても、会議運営の支障とならない限りでの使用を認める。ただし、通話、撮影及び録音は、認めない。 2 撮影又は録音をしようとする者は、武蔵野市議会傍聴規則(昭和55年9月議会規則第1号)第8条ただし書の規定により、議長又は委員長の許可を受けなければならない。 (R4. 2. 16議会運営委員会)
	18	立憲民主ネット	傍聴者のスマホ・タブレットの持ち込み可		○ 議員の電子機器の使用等について 議員によるパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)、タブレット型端末機(以下「タブレット」という。)、携帯電話、スマートフォン等(以下これらを「電子機器」という。)の使用については、次のとおりとする。 1 本会議における電子機器(タブレットを除く。)の使用は、認めない。 2 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び議会広報委員会並びに全員協議会における携帯電話及びスマートフォンの使用は、認めない。傍聴の委員外議員についても同様とする。ただし、事前に議長又は委員長に申出をし、その許可を得た場合は、この限りでない。 3 パソコン及びタブレットについて、使用することができる機能は文字等の入力、保存データの参照並びにインターネット及び会議システムの閲覧とし、メール、SNS等による他人との通信、音が出る等会議の妨げとなる機能等の使用は認めない。傍聴の委員外議員についても同様とする。 4 本会議、全員協議会並びに常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び議会広報委員会において会議システムを活用した審議及び審査に使用する資料については、従来の紙媒体を原本とし、データは副本の扱いとする。 5 タブレット型端末機の使用基準について必要な事項を別途定めるものとする(「武蔵野市議会タブレット型端末機使用基準」)。 6 執行部による電子機器の使用については、申出があった時点で、改めて協議することとする。 (R4. 11. 7議運)(予定)
	19	立憲民主ネット	委員会傍聴者のためのタブレット設置		

中項目		番号	会派	課題	対応結果	詳細
委員会構成		3	自由民主・市民クラブ	予算特別委員会の常設	現行のとおり	協議の結果、令和4年8月23日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
		1	自由民主・市民クラブ	4 常任委員会を3 常任委員会へ		
		36	ワクワクはたらく	常任委員会の構成について		
議長選挙		13	立憲民主ネット	議長選挙の具体的フロー図の検討	現行のとおり	協議の結果、令和4年10月11日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
		22	市議会公明党	議長選挙		
一問一答		21	市議会公明党	一問一答形式	(協議継続中)	
議会図書室		8	立憲民主ネット	議会図書室の活用計画作成	現行のとおり	協議の結果、令和4年10月25日の議会運営委員会懇談会において、現行のとおりとすることで決定した。
議員研修		10	立憲民主ネット	議会改革推進のための計画的な議員研修実施	(協議継続中)	
議会基本条例	定義	28	市議会公明党	用語の定義		
代表質問		50	日本共産党武蔵野市議団	代表質問・一般質問の質問項目を傍聴者に配布		
		49	日本共産党武蔵野市議団	代表質問を事前通告制にする		
議員定数		42	改革武蔵野・都民ファースト	議員定数について		
陳情		41	ワクワクはたらく	陳情の採択に関する判断基準について		
会派離脱		34	自治と共生	正副議長の会派離脱		